

日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会における共催、協賛、後援に関する基準

共催

本会を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。共催団体とは、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容（プログラム委員会等における企画内容についての協議）、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。

協賛

本会以外の第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有し、本会は協賛団体として名義使用の承認を行う。団体として協賛金や労務提供等の負担を伴う場合がある。

後援

本会以外の第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

【適応基準】

下記のすべてを満たすことを基準として個別に判断する。

1. 本会の理念・目的に照らし、必要と認められるもの
2. 営利を目的とする事業ではないもの
3. 公益性があると認められるもの
4. 行事の目的・内容などが本会の進展に貢献するもの
5. 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの

【承認】

1. 共催、協賛については、理事会で審議、承認する。後援については、広報委員会で協議決定し、理事会に報告する。
2. 原則として開催日の2ヶ月前までに、その主催者から申請依頼書を提出してもらう。
3. 理事長名によりその催し等の主催者に対し結果を通知する。

【申請・手続き】

以下の項目を添えて事務局宛に申請する。

1. イベント名称
2. 申請団体名
3. 代表者氏名
4. 開催目的・開催時期
5. 住所・電話番号
6. 連絡先（担当者氏名、電話番号、メールアドレス）